「許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて」(令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知)の別記様式3及び別記様式4の表2(下表参照)に記載する数値等は、漁業の種類ごとに、それぞれアからクまでのとおりとする。

また、それぞれの数値等は、報告の対象となる決算の期間(以下「決算期間」という。)について記載することとし、漁業の種類ごとに示している例の場合には、下線部の数値を記載するものとする。

<別記様式3及び別記様式4の表2>

		a 乗組員当たり	b 努力量等当たり	c 船又は船団数当たり	d 対象魚種
数值 (a~c)	、対象魚種(d)	ア	イ	ウ	工
生産量	(トン)	オ	自動入力	自動入力	カ
			(=才)	(=才)	
生産額	(円)	キ	自動入力	自動入力	ク
			(=\pm\)	(=キ)	
指標値	①(生産量)	自動計算	自動計算	自動計算	自動入力
		(=オ/ア)	(=オ/イ)	(=オ/ウ)	(=カ)
指標値	1(生産額)	自動計算	自動計算	自動計算	自動入力
		(=キ/ア)	(=キ/イ)	(=キ/ウ)	(=ク)

(1) 沖合底びき網漁業

ア 決算期間に係る「漁業の許可及び取締り等に関する省令第十四条第三項の農林水産大臣が定める大臣許可漁 業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件」(令和2年11月16日農林水産省告示第 2232号)に定める様式(以下「漁獲成績報告書」という。)に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数 の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、沖合底びき網漁業の許可を2つ受けている場合)

	乗組 員数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
•	A丸	6	6		6	6	5			5	6	6	6	52
	B丸	8	8	7	7	7	7			8	8	8	8	76

計128

※A丸は3月に臨時ドックのため操業せず、7~8月は禁漁期間

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「ひき網回数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合 算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、沖合底びき網漁業の許可を1つ受けている場合)

Ī	ひき網回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∆ ∌l.
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
	A丸	65	70		75	70	80			75	80	70	65	<u>650</u>

※3月は臨時ドックのため操業せず、7~8月は禁漁期間

- ウ 沖合底びき網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該 許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五 入する。)
 - (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エ 生産額が上位の5種
- オ 沖合底びき網漁業に係る漁業生産量
- カ 沖合底びき網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 沖合底びき網漁業に係る漁業生産額
- ク 沖合底びき網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(2) 以西底びき網漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:以西底びき網漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	合計	1航海
員数	海目	百亩	当たり							
A丸	12	12	12	12	12	12	12	12	96	12. 00
B丸	12	12	12	12	12	11	11	11	93	11. 63

計23.63

※A丸、B丸は共に8航海の操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「ひき網回数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合 算する。)

(例:以西底びき網漁業の許可を1つ受けており、決算期間中に8航海した場合)

ひき網回数	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	∆ ∌l.
	海目	合計							
A丸	260	270	280	290	300	290	280	270	<u>2, 240</u>

- ウ 以西底びき網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該 許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五 入する。)
 - (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エ 生産額が上位の5種
- オ 以西底びき網漁業に係る漁業生産量
- カ 以西底びき網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 以西底びき網漁業に係る漁業生産額
- ク 以西底びき網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(3) 遠洋底びき網漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:遠洋底びき網漁業の許可を2つ受けている場合)

										_
乗組	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	合計	1航海
員数	海目	百百	当たり							
A丸	27	27	27	27	27	27	27	26	215	26. 88
B丸	23	23	24	24	24	24			142	23. 67

計50.55

※A丸は8航海、B丸は6航海の操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「ひき網回数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合 算する。)

(例:遠洋底びき網漁業の許可を1つ受けており、決算期間中に8航海した場合)

ひき網回数	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	合計
	海目								
A丸	30	31	32	33	34	35	34	33	<u>262</u>

ウ 遠洋底びき網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該 許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五 入する。)

- エ 生産額が上位の5種
- オ 遠洋底びき網漁業に係る漁業生産量
- カ 遠洋底びき網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 遠洋底びき網漁業に係る漁業生産額
- ク 遠洋底びき網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(4) 東シナ海はえ縄漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合 は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、東シナ海はえ縄漁業の許可を2つ受けている場合。)

乗組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∆ ∌I.
員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸	5	5	5	5	5	5				5	5	5	45
B丸	6	6	6				6	6	6	6	6	6	54

計<u>99</u>

※A丸は7~9月、B丸は4~6月操業せず

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「一鉢の鈎数」と「鉢数」から計算される、各月の使用した総鈎 数を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、東シナ海はえ縄漁業の許可を1つ受けている場合。)

	A. 一鉢の鈎数	B. 鉢数(合計)	総鈎数(A×B)
1月	200	500	100,000
2月	200	600	120,000
3月	200	550	110,000
4月	200	650	130,000
5月	200	450	90,000
6月	200	600	120,000
7~9月		操業無し	
10月	250	400	100,000
11月	250	300	75,000
12月	250	400	100,000
	合計		945,000

ウ 東シナ海はえ縄漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当 該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨 五入する。)

- エ 生産額が上位の5種
- オ 東シナ海はえ縄漁業に係る漁業生産量
- カ 東シナ海はえ縄漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 東シナ海はえ縄漁業に係る漁業生産額
- ク 東シナ海はえ縄漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(5) 大西洋等はえ縄等漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。ただし、漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに 別記様式3及び別記様式4の表2を記載する。))

(例:大西洋等はえ縄等漁業の許可を2つ受けており、漁具の種類その他漁業の方法がかご、はえ縄の場合)

乗組	海目	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	∆∌l.	1航海
員数	漁具	海目	合計	当たり							
A丸	かご	30	30	30	30	30	30	30	29	239	<u>29.88</u>
B丸	はえ縄	25	25	25	25	25	24			149	<u>24. 83</u>

※A丸は8航海、B丸は6航海の操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「揚かご数又ははえ縄の鈎数等」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。ただし、漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに別記様式3 及び別記様式4の表2を記載する。)

(例:大西洋等はえ縄等漁業の許可を2つ受けており、漁具の種類その他漁業の方法がかご、はえ縄の場合)

	漁具	1航海	2航海	3航海	4航海	5航	6航	7航	8航	∆∌l.
	偲具	目	目	目	目	海目	海目	海目	海目	合計
A丸	かご	3万	3万	4万	4万	4万	4万	3万	3万	28万
B丸	はえ縄	50万	55万	60万	55万					220万

※A丸は8航海、B丸は4航海の操業

ウ 大西洋等はえ縄等漁業の許可の数 (漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに別記様式 3及び別記様式4の表2を記載する。)。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、 当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四 捨五入する。)

- エ 漁具の種類その他の漁業の方法がかごの場合はマルズワイガニ (アフリカオオエンコウガニ)、はえ縄の場合はメロ類 (マジェランアイナメ及びライギョダマシ)。
- オ 大西洋等はえ縄等漁業に係る漁業生産量
- カ 大西洋等はえ縄等漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 大西洋等はえ縄等漁業に係る漁業生産額
- ク 大西洋等はえ縄等漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(6) 太平洋底刺し網等漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。ただし、漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに 別記様式3及び別記様式4の表2を記載する。))

(例:太平洋底刺し網等漁業の許可を2つ受けており、漁具の種類その他漁業の方法が刺し網、はえ縄の場合)

乗組	海目	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	∧ ∌l.	1航海
員数	漁具	海目	合計	当たり							
A丸	刺し網	20	20	20	20	20	20	19	19	158	<u>19. 75</u>
B丸	はえ縄	6	6	5						17	<u>5. 67</u>

※A丸は8航海、B丸は3航海の操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「網の反数又ははえ縄の鈎数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。ただし、漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに別記様式3及 び別記様式4の表2を記載する。)

(例:太平洋底刺し網等漁業の許可を2つ受けており、漁具の種類その他漁業の方法が刺し網、はえ縄の場合)

	漁具	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	合計
		海目	海目	海目	海目	海目	海目	海目	海目	
A丸	刺し網	600	650	700	750	800	750	700	650	<u>5600</u>
B丸	はえ縄	9000	10000	9000						<u>28000</u>

※A丸は8航海、B丸は3航海の操業

ウ 太平洋底刺し網等漁業の許可の数 (漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに別記様式 3及び別記様式4の表2を記載する。)。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、 当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四 捨五入する。)

- エ 操業区域がオホーツク公海の場合はカラスガレイ、小笠原公海の場合はキンメダイ、天皇海山水域(北緯25度の線、東経165度の線、北緯50度の線及び西経175度の線に囲まれた水域のうち、米国200海里水域を除いた水域)の場合はクサカリツボダイ、キンメダイ、オオメマトウダイ、CCAMLR水域(南極の海洋生物資源の保存に関する条約(昭和57年条約第3号)第1条に規定する条約水域)の場合はメロ類(マジェランアイナメ及びライギョダマシ)、これらを兼業している場合はそれらの魚種を組み合わせたものとする。ただし、漁具の種類その他漁業の方法が異なる場合は、その種類ごとに別記様式3及び別記様式4の表2を記載する。
- オ 太平洋底刺し網等漁業に係る漁業生産量
- カ 太平洋底刺し網等漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 太平洋底刺し網等漁業に係る漁業生産額
- ク 太平洋底刺し網等漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(7) 大中型まき網漁業

- ①大中型まき網漁業(②に掲げる海外まき網漁業を除く。)
- ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合 は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、大中型まき網漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∧⇒ı
員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸	42	42		41	40	42	42	42	42	41	42	42	458
B丸	40	40	40		41	42	42	42	42	41	41	41	452

計910

※A丸は3月、B丸は4月がドックのため操業せず

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「投網回数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算 する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、大中型まき網漁業の許可を1つ受けている場合)

投網	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∆ ∌l.
回数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸	31	30	32		40	38	28	20	25	30	33	42	<u>349</u>

※4月はドックのため操業せず

- ウ 大中型まき網漁業 (海外まき網漁業を除く) の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間 が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)
 - (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エ まあじ・さば類・まいわし・かつお・まぐろ類。ただし、これら以外の魚種が大中型まき網漁業(海外まき網漁業を除く)に係る漁業生産量の上位3位までにある場合は、当該魚種を追加して記載することとする。
 - (例1:漁業生産量の上位3位が、1位まいわし、2位さば類、3位まあじだった場合は、当該項目に「まあじたっさば類・まいわし・かつお・まぐろ類」と記載する。)
 - (例2:漁業生産量の上位3位が、1位さば類、2位ぶり類、3位まあじだった場合は、当該項目に「まあじ・ さば類・まいわし・かつお・まぐろ類・ぶり類」と記載する。)
- オ 大中型まき網漁業(海外まき網漁業を除く)に係る漁業生産量
- カ 大中型まき網漁業(海外まき網漁業を除く)に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 大中型まき網漁業(海外まき網漁業を除く)に係る漁業生産額
- ク 大中型まき網漁業 (海外まき網漁業を除く) に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

②海外まき網漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:海外まき網漁業の許可を1つ受けており、決算期間中に3航海した場合)

乗組員数	1航海目	2航海目	3航海目	合計	1航海当たり
A丸	27	28	29	84	<u>28</u>

イ 操業日誌 (漁獲成績報告書) の「航海日数」について、航海回数分を合計した値

(例:海外まき網漁業の許可を1つ受けており、決算期間中に3航海した場合)

航海日数	1航海目	2航海目	3航海目	合計
A丸	40	48	37	<u>125</u>

ウ 海外まき網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- エ かつお・まぐろ類
- オ 海外まき網漁業に係る漁業生産量
- カ 海外まき網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 海外まき網漁業に係る漁業生産額
- ク 海外まき網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(8) 基地式捕鯨業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:基地式捕鯨業の許可を1つ受けている場合)

Ŧ	乗組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∆ ∌l.
j	員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
	A丸				5	5	5	5	5	5	5	5		<u>40</u>

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「総燃油使用量」を合計した値

(例:決算期間が1月から12月であって、基地式捕鯨業の許可を1つ受けている場合)

総燃油	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
使用量	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	百百
A丸				100	100	100	100	100	100	100	100		<u>800</u>

ウ 基地式捕鯨業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可 については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入す る。)

- エ ひげ鯨・歯鯨
- オ 基地式捕鯨業に係る漁業生産量
- カ 基地式捕鯨業に係る漁業生産量のうち、エの鯨種に係る漁業生産量
- キ 基地式捕鯨業に係る漁業生産額
- ク 基地式捕鯨業に係る漁業生産額のうち、エの鯨種に係る漁業生産額

(9) 母船式捕鯨業

ア 決算期間に係る各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)を船団ごとに合計した値(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けている場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:母船式捕鯨業の許可を1つ受けている場合)

乗組員数	1航海目	2航海目	合計	1航海当たり
A船団-1	20	20	40	20
A船団-2	30	30	60	30
合計				<u>50</u>

※船ごとに算出した後、船団の合計値を記入

イ 決算期間に係る「総燃油使用量」を合計した値

(例:母船式捕鯨業の許可を1つ受けており、決算期間中に2航海した場合)

総燃油使用量	1航海目	2航海目	合計
A船団-1	200	200	400
A船団-2	300	300	600
合計			<u>1,000</u>

※船ごとに算出した後、船団の合計値を記入

ウ 母船式捕鯨業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- エてがが鯨
- オ 母船式捕鯨業に係る漁業生産量
- カ 母船式捕鯨業に係る漁業生産量のうち、エの鯨種に係る漁業生産量
- キ 母船式捕鯨業に係る漁業生産額
- ク 母船式捕鯨業に係る漁業生産額のうち、エの鯨種に係る漁業生産額

(10) かじき等流し網漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合 は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、かじき等流し網漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∆ ∌l.
員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸	5	5	5	5	5	5	5						35
B丸	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72

計107

※A丸は8~12月操業せず、B丸は周年操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「投網数(反数)」と「1反の長さ」から計算される、各月の使用 した網の総延長を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、かじき等流し網漁業の許可を1つ受けている場合)

	A. 1反の長さ	B. 投網数(反数)	網の総延長(A×B)
1月	30	900	27, 000
2月	30	1, 200	36, 000
3月	30	3,000	90, 000
4月	30	3, 300	99, 000
5月	30	3, 600	108, 000
6月	30	3,000	90, 000
7月	30	3, 600	108, 000
8月	30	4, 200	126, 000
9月	30	4, 500	135, 000
10月	30	3,000	90, 000
11月	30	3,600	108, 000
12月	30	3, 300	99, 000
	合計		<u>1, 116, 000</u>

ウ かじき等流し網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当 該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨 五入する。)

- エ かじき類・まぐろ類・さめ類
- オ かじき等流し網漁業に係る漁業生産量
- カ かじき等流し網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ かじき等流し網漁業に係る漁業生産額
- ク かじき等流し網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(11) 東シナ海等かじき等流し網漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	∧ ∌I.
員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
B丸	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72

計132

※A丸、B丸ともに周年操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「投網数(反数)」と「1反の長さ」から計算される、各月の使用 した網の総延長を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって、東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を1つ受けている場合)

	A. 1反の長さ	B. 投網数(反数)	網の総延長(A×B)
1月	30	900	27, 000
2月	30	1, 200	36, 000
3月	30	3,000	90, 000
4月	30	3, 300	99, 000
5月	30	3, 600	108, 000
6月	30	3,000	90, 000
7月	30	3, 600	108, 000
8月	30	4, 200	126, 000
9月	30	4, 500	135, 000
10月	30	3,000	90, 000
11月	30	3, 600	108, 000
12月	30	3, 300	99, 000
	合計		<u>1, 116, 000</u>

ウ 東シナ海等かじき等流し網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- エ かじき類・まぐろ類
- オ 東シナ海等かじき等流し網漁業に係る漁業生産量
- カ 東シナ海等かじき等流し網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 東シナ海等かじき等流し網漁業に係る漁業生産額
- ク 東シナ海等かじき等流し網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(12) かつお・まぐろ漁業

- ①まぐろを主対象種とするもの(120トン未満の浮きはえ縄漁業)
- ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:かつお・まぐろ漁業 (120 トン未満) の許可を1つ受けている場合)

乗組員数	1航海目	2航海目	3航海目	合計	1航海当たり
A丸	7	8	7	22	<u>7. 33</u>

※決算期間をまたぐ報告は、来期分に計上する。

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「使用釣り鈎数」を合計した値

(例:「使用釣り鈎数」に2,000 と記載して1年間に200 回報告(操業) した場合は、400,000 を記載する。) ※決算期間をまたぐ報告は、来期分に計上する。

ウ かつお・まぐろ漁業 (120 トン未満) の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)。

(例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)

- エまぐろ類
- オ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量
- カ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額
- ク 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額
- ②まぐろを主対象種とするもの(120トン以上の浮きはえ縄漁業)
- ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:決算期間が1月から12月であって、かつお・まぐろ漁業(120トン以上)の許可を1つ受けている場合)

乗組員数	1航海目 (2月~8月)	2航海目 (9月~翌年2月)	合計	1航海当たり
A丸	21	22	43	<u>21. 5</u>

※決算期間に航海期間の1が掛かっていれば、当該航海は1航海として計上する。

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「使用釣り鈎数」を合計した値

(例:「使用釣り鈎数」に3,000 と記載して1年間に200 回報告(操業) した場合は、<u>600,000</u>を記載する。) ※決算期間をまたぐ報告は、来期分に計上する。

ウ かつお・まぐろ漁業 (120 トン以上) の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときに

- は、これを四捨五入する。)
 - (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エまぐろ類
- オ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量
- カ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額
- ク 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額
- ③さめ及びかじきを主対象種とするもの(120トン未満の浮きはえ縄漁業)
- ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))
- イ 決算期間に係る操業日誌(漁獲成績報告書)で操業ごとに報告した「使用釣り鈎数」について、報告した回数分を合計した値
 - (例:「使用釣り鈎数」に3,000 と記載して1年間に200 回報告(操業) した場合は、<u>600,000</u>を記載する。) ※決算期間をまたぐ報告は、来期分に計上する。
- ウ かつお・まぐろ漁業 (120 トン未満) の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)
 - (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エ さめ・かじき類
- オ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量
- カ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額
- ク 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額
- ④さめ及びかじきを主対象種とするもの (120 トン以上の浮きはえ縄漁業)
- ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))
- イ 決算期間に係る操業日誌(漁獲成績報告書)で操業ごとに報告した「使用釣り鈎数」について、報告した回数分を合計した値
 - (例:「使用釣り鈎数」に3,000 と記載して1年間に200 回報告(操業) した場合は、<u>600,000</u>を記載する。) ※決算期間をまたぐ報告は、来期分に計上する。
- ウ かつお・まぐろ漁業 (120 トン以上) の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エ さめ・かじき類
- オ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量
- カ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額
- ク 浮きはえ縄漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額
- (5)かつお及びびんながを主対象種とするもの(釣り漁業)
- ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数第 2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けている場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:決算期間が1月から12月であって、かつお・まぐろ漁業(釣り漁業)の許可を1つ受けている場合)

乗組員数	1 航海目 (2月~8月)	2航海目 (9月~翌年2月)	合計	1航海当たり
A丸	7	8	15	<u>7. 5</u>

※決算期間に航海期間の1が掛かっていれば、当該航海は1航海として計上する。

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「航海日数」を合計した値

(例:かつお・まぐろ漁業(釣り漁業)の許可を1つ受けている場合)

航海日数	1 航海目	2航海目	合計
ΑÞ	120	130	<u>250</u>

※決算期間をまたぐ報告は、来期分に計上する。

- ウ かつお・まぐろ漁業(釣り漁業)の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)
 - (例:決算期間中を通して許可を受けていた場合は、1とする。決算期間のうち許可を受けていた期間が5箇月であった場合には、0.42(5を12で除し、小数第3位を四捨五入)と記載する。)
- エ かつお・びんなが
- オ 釣り漁業に係る漁業生産量
- カ 釣り漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 釣り漁業に係る漁業生産額
- ク 釣り漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(13) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって中型さけ・ます流し網漁業の許可を2つ受けている場合)

<u> </u>	合計	7月	6月	5月	4月	乗組員数
68		17	17	17	17	A丸
45		15	15	15		B丸

計113

※B丸は4月操業せず

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「揚網反数」から計算される、各月の使用した網の総延長を合計 した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって中型さけ・ます流し網漁業の許可を1つ受けている場合)

	A. 1反の長さ	B. 投網数(反数)	網の総延長(A×B)
4月	30	3, 300	99, 000
5月	30	3, 600	108, 000
6月	30	3,000	90, 000
7月	30	3, 600	108, 000
	合計	<u>405, 000</u>	

ウ 中型さけ・ます流し網漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- エさけ・ます
- オ 中型さけ・ます流し網漁業に係る漁業生産量
- カ 中型さけ・ます流し網漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 中型さけ・ます流し網漁業に係る漁業生産額
- ク 中型さけ・ます流し網漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(14) 北太平洋さんま漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって北太平洋さんま漁業の許可を2つ受けている場合)

∧ ∌I.	12	11	10	9	8	7	6	5	乗組
合計	月	月	月	月	月	月	月	月	員数
136	17	17	17	17	17	17	17	17	A丸
50	10	10	10	10	10				B丸

計186

※A丸は5月から、B丸は8月から操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「網数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が1月から12月であって北太平洋さんま漁業の許可を1つ受けている場合)

網数	8	9	10	11	12	∧ ∌l.
	月	月	月	月	月	合計
A丸	38	113	127	108	72	<u>458</u>

ウ 北太平洋さんま漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当 該許可は、許可を受けた月の数を 12 で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入す る。)

- エさんま
- オ 北太平洋さんま漁業に係る漁業生産量
- カ 北太平洋さんま漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 北太平洋さんま漁業に係る漁業生産額
- ク 北太平洋さんま漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(15) ずわいがに漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が4月から翌年3月であって、ずわいがに漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	∧ ⇒1
員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸								6	6	6	6		24
B丸									8	8			16

計40

※A丸は11月~2月、B丸は12月~1月に操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「揚かご数等」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合 算する。)

(例:決算期間が4月から翌年3月であって、ずわいがに漁業の許可を1つ受けている場合)

揚かご数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	∆ ∌l.
等	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸								720	3240	3240	2880		10080

※11月~2月に操業

ウ ずわいがに漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- エ ずわいがに
- オ ずわいがに漁業に係る漁業生産量
- カずわいがに漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ ずわいがに漁業に係る漁業生産額
- ク ずわいがに漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(16) 日本海べにずわいがに漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各月の「乗組員数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算する。)

(例:決算期間が4月から翌年3月であって、日本海べにずわいがに漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	∧ ∌I.
員数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
A丸	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	80
B丸	10	10	10			10	10	10				10	70

計 <u>150</u>

※B丸は12月~2月に他漁業の操業のため操業せず、7~8月は禁漁期

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「揚かご数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合算 する。)

(例:決算期間が4月から翌年3月であって、日本海べにずわいがに漁業の許可を1つ受けている場合)

揚か	75,	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	∧ ∌l.
娄	攵	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
1	A丸	10000	11000	10000			10000	11000	12000	12000	11000	11000	10000	108000

※7~8月は禁漁期

ウ 日本海べにずわいがに漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)

- エベにずわいがに
- オ 日本海べにずわいがに漁業に係る漁業生産量
- カ 日本海べにずわいがに漁業に係る漁業生産量のうち、エの魚種に係る漁業生産量
- キ 日本海べにずわいがに漁業に係る漁業生産額
- ク 日本海べにずわいがに漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額

(17) いか釣り漁業

ア 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した各航海の「乗組員数」を合計した値を、航海数で除した値(小数 第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。)(航海当たりの平均乗組員数(複数の許可を受けて いる場合は平均乗組員数を合算する。))

(例:いか釣り漁業の許可を2つ受けている場合)

乗組 員数	1航 海目	2航 海目	3航 海目	4航 海目	5航 海目	6航 海目	7航 海目	8航 海目	合計	1航海 当たり
A丸	9	9	8	8	8	8	8	9	67	8, 38
B丸	8	8	8	8	8	8			48	8. 00

計16.38

※A丸は8航海、B丸は6航海の操業

イ 決算期間に係る漁獲成績報告書に記載した「使用釣具数」を合計した値(複数の許可を受けている場合は合 算する。)

(例:いか釣り漁業の許可を1つ受けており、決算期間中に8航海した場合)

使用釣具数	1航	2航	3航	4航	5航	6航	7航	8航	合計
	海目	ПНІ							
A丸	260	468	572	520	780	546	442	312	<u>3, 900</u>

ウ いか釣り漁業の許可の数。ただし、決算期間のうち、許可を受けている期間が1年未満の場合は、当該許可 については、許可を受けた月の数を12で除した値(小数第2位未満の端数があるときには、これを四捨五入す る。)

- エい物類
- オ いか釣り漁業に係る漁業生産量
- カ いか釣り漁業に係る漁業生産量のうち、工の魚種に係る漁業生産量
- キ いか釣り漁業に係る漁業生産額
- ク いか釣り漁業に係る漁業生産額のうち、エの魚種に係る漁業生産額